

令和7年度（2025年度）球磨焼酎リブランディング事業（関西圏における認知度向上・PR等事業）業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザル実施の目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した熊本県人吉・球磨地域の文化である「球磨焼酎」を伝承するとともに、世界のトップブランドとしての地位の確立による創造的復興を目指すため、関西圏でのPRイベント及び情報発信等を実施し、「球磨焼酎」の認知度向上及び新たなファンの獲得による需要喚起を図ることを目的とする。

2 委託業務

別添「令和7年度（2025年度）球磨焼酎リブランディング事業（関西圏における認知度向上・PR等事業）業務委託仕様書」のとおり。

※仕様書の内容については、熊本県及び受託予定者との協議により、予算の範囲内で変更する可能性がある。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 事業費上限額

3,700千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※企画内容ごとに区分し、それぞれの内訳経費を記載すること。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

（1）法人格を有すること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（3）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

（4）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

（5）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 提出物

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

- (1) エントリー申込書（様式1）〔1部〕
- (2) 会社概要（様式2）〔1部〕
 - 「事業内容」「組織概要」「会社の沿革」「その他参考となる事項」については、パンフレット等既存の資料の添付でも構わない。
- (3) 登記事項証明書〔1部〕
 - 法務局が提出日の3カ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。
- (4) 直近2事業年度における決算書の写し〔1部〕
- (5) 納税証明書（原本、3カ月以内に発行されたもの）〔1部〕
 - ア 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - イ 県税に未納がないことの証明書
 - 原則として、熊本県税に未納が無いことの証明書を提出することとするが、熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書を提出すること。
 - ※東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書
- (6) 委任状〔1部〕

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※提出物の省略

現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、前記（３）から（５）までの書類を省略することができる。その場合、（様式１）にある「（参考）入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

（７）提案書（様式３ほか）〔４部〕

※詳細は「７ 提案書の内容」参照

（８）質問書

質問がある場合は、質問書（様式５）を電子メールにより提出すること。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関わるものに限る。

※質問書提出先：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp

電話で到達確認をすること。（TEL：06-6344-3883）

※提出期限：令和７年７月１５日（火）１７：００必着

７ 提案書の内容

（１）提案書に記載する事項

① 表紙（様式３）

② 実施方針等

ア 「球磨焼酎」の認知度向上及び新たなファン獲得による需要喚起につながる企画の概要

イ 業務の具体的な実施手順やその考え方、作業スケジュールを示した資料

③ 実施体制

④ 産地ツーリズム、商談会及びイベント・フェア等の企画

ア 実施日時

イ 実施場所

ウ イベントや商談会等の広報・告知展開の企画及び球磨焼酎の魅力を伝える情報発信の企画

エ 実施内容

⑤ 見積書

内訳を明確に示すこと。

⑥ 事業者の取り組み関する申出書（様式４）

※該当があれば必要な書類を添えて提出すること。

（※）注意事項

① サイズは原則Ａ４版とし、クリップ留め（テープ等で留めない）とする。

② 提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが長辺とじを基本とすること。

- ③ イメージ図等の使用やフォントの変更は自由とする。また、文字数やページ数に制限は設けない。

(2) 留意事項

原則として提案内容をベースに事業を実施するが、必要に応じて協議の上、変更する場合がある。

8 提出期限

(1) エントリー申込書

令和7年(2025年)7月9日(水) 17時必着(様式1のみ)

※提出方法については、持参、郵送、FAX、メール可

※期限内に提出がない場合は、提案書の受付不可

(2) 提案書

令和7年(2025年)7月22日(火) 10時必着

※提出方法については、持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着。

9 提出先

熊本県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3(大阪駅前第3ビル21階)

担当：寒川、清田

TEL：06-6344-3883 FAX：06-6344-3807

E-mail：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp

10 委託候補者の選定

(1) 第一次審査(書類審査)

資格審査の上、次表の審査項目及び評価項目に基づき提案書の内容を審査する。

① 開催日等

・開催日：令和7年(2025年)7月22日(火)

・結果：提案書記載のメールアドレス宛に、文書にて通知する。なお、選定理由又は結果に関する問合せ、若しくは異議については応じない。

② 審査員

当該業務に係る職員4人とする。

③ 委託候補者の選定

本業務に適した委託候補者を3者程度選定する。

※応募者が少数の場合は、第一次審査は実施しないこととする。

※選定理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを行う。選定結果については、提案書記載のメールアドレス宛に、文書にて通知する。

また、選定に当たっては、次の評価項目について審査を行う。

審査項目	評価項目	配点
実施方針・イベント企画案等 (配点 65 点)	① 仕様書で定めた業務内容を十分に理解しているか	5
	② 「球磨焼酎」の魅力が発信できるような産地ツーリズム視察、イベント・フェア、商談会等の実施内容となっているか	30
	③ 「球磨焼酎」の魅力やイベントに関する情報について、各種メディアや媒体等を活用した効果的な情報発信となっているか	15
	④ 「球磨焼酎」の出荷および消費拡大に繋がるような独自性のある企画となっているか	10
	⑤ 業務計画が、前記②～④の実現に向けて、妥当かつ現実的であるか	5
実施体制等 (配点 30 点)	① 実施内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	10
	② 本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があって業務を遂行するにあたり有益な知見があると判断できるか	10
	③ 組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ・管理体制が示されているか	10
事業者の取り組み評価 (配点 5 点)	① 熊本県ブライト企業の認定を受けている ② 障害者支援施設等からの物品および役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある ③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者または森林吸収量認証書の交付実績がある ④ 熊本県 SDGs 登録制度に登録している。	1 項目該当 ⇒ 1 点 2 項目該当 ⇒ 3 点 3 項目以上該当 ⇒ 5 点
計		100

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査を通過した提案については、提案者がプレゼンテーションを行うこととし、最も事業効果が高いと熊本県が判断した提案者を委託候補者として選定する。

① 開催日等

・開催日：令和 7 年（2025 年）7 月 28 日（月）※予定

・時 間：第一次審査で選定された者に別途通知

※持ち時間は質疑等を含め30分程度

・場 所：熊本県大阪事務所

・結 果：提案書記載のメールアドレス宛に、文書にて通知する。

※選定理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

② 審査員

熊本県大阪事務所長、同次長、ほか1名の計3名とする。

③ 審査及び委託候補者の選定

ア 提案書及び参加者のプレゼンテーションを第一次審査と同じ評価項目に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

イ 審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×3人＝300点とする。また、最低基準を150点とし、最低基準未満の場合は、委託候補者該当なしとして再度公告のうえ、提案書を募集する。

ウ 1位が複数出た場合、1位を選定した審査員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。なお、1位を選定した審査員が同数の場合は、あらためて審査員の多数決により決定する。

エ 委託候補者が、「5 参加資格」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

1 1 委託契約の締結

(1) 契約の締結

熊本県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、及び契約の締結を行わない場合には、次点者と契約について協議する。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は、免除とし、具体的には、次のとおりとする。

①保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

②過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 2 その他

(1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

(3) 提案書の作成、提出及び選定に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(4) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

(5) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）

に基づき公開することがある。

- (6) 企画案に関しては、業務として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 本業務により作成した成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとする。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ④ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ⑤ その他、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 委託候補者が、参加要件を満たしていないことが判明した場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約について協議を行うものとする。）
- (10) 委託候補者を選定した後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加申込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

13 主なスケジュール（予定）

項 目	期 日	備 考
① 募集開始	6月26日（木）	熊本県ホームページに掲載
② エントリー申込書 提出期限	7月9日（水） 17：00（必着）	（提出先） 熊本県大阪事務所
③ 質問票提出期限	7月15日（火） 17：00（必着）	（提出先） 熊本県大阪事務所
④ 提案書提出期限	7月22日（火） 10：00（必着）	（提出先） 熊本県大阪事務所
⑤ 第一次審査（書類審査）	7月22日（火）	結果については、提案書記載のメールアドレス宛に、文書にて通知する。
⑥ 第二次審査 （プレゼンテーション）	7月28日（月） 予定	（会場）熊本県大阪事務所 結果については、提案書記載のメールアドレス宛に、文書にて通知する。
⑦ 企画内容協議・調整 契約締結	～8月下旬	

【提出先、お問合せ先】

〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3（大阪駅前第3ビル21階）

担当：寒川、清田

TEL：06-6344-3883 FAX：06-6344-3807

E-mail：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp